

(12) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成26年8月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

東伯郡三朝町 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を8割とし、県は、損害賠償金235,008円を支払うものとするこ
と。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成26年6月24日

(2) 事故発生場所

倉吉市駄経寺町二丁目地内

(3) 事故の状況

鳥取県立倉吉農業高等学校所属の職員が、公務のため小型貨物自動車を運転中、路外駐車場から道路へ右折進入しようとした際、道路を左方から進行してきた和解の相手方所有の普通乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。